食品表示法

- 食品表示法
 平成25年6月28日公布　→　平成27年4月1日施行
 アレルゲンの表示基準を定めることを規定
- 食品表示基準
 内閣府令第10号
 平成27年3月20日公布　→　平成27年4月1日施行
 「特定原材料」を規定（別表第14）
- 食品表示基準について
 平成27年3月30日　消費者庁次長通知　消食表第139号
 別添「アレルゲンを含む食品に関する表示」において
 「特定原材料に準ずるもの」を規定

特定原材料等の指定

- 特定原材料

 食品表示基準（内閣府令）による規定、表示義務

 卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに（7品目）

- 特定原材料に準ずるもの

 消費者庁次長通知による規定、表示推奨

 アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、
 カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、
 ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、豚肉、バナナ、
 まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン
 （21品目）

アレルゲンを含む食品の検査方法

「食品表示基準について」
（平成27年3月30日　消費者庁次長通知　消食表第139号）

別添「アレルゲンを含む食品の検査方法」

（１）2種類の定量検査法（ELISA法）を用いたスクリーニング
→食品1gあたり特定原材料等由来のタンパク質を10μg以上含有する場合は、微量を超える特定原材料が混入している可能性があるものと判断する。

（２）確認検査法
- ウエスタンブロット法（卵，牛乳）
- PCR（Polymerase Chain Reaction）法
（小麦，そば，落花生、えび、かに）

アレルゲン表示の検証・検査の概要

原材料表示の確認

↓

特定原材料1品目あたり2種類のELISAキットで定量検査

↓

製造記録（書類）を確認

↓

判断不可能な場合のみ、ウエスタンブロット法（卵、牛乳）
あるいはPCR法（小麦、そば、落花生、えび、かに）で確認検査

↓

必要に応じて行政指導・措置